

旭川市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本方針（第9条）

第3章 災害予防

第1節 地域防災力の向上（第10条－第12条）

第2節 災害に強いまちづくりの推進（第13条－第17条）

第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進（第18条・第19条）

第4章 災害応急対策（第20条－第24条）

第5章 災害復旧（第25条）

第6章 その他の施策（第26条・第27条）

附則

旭川市は、多くの川が流れる地理的条件から、かつては、度重なる水害に見舞われていましたが、治水対策が進んだことにより、市街地での水害が大幅に減少したほか、地震の発生が少ない地域であることから、現在では、自然災害が比較的少ないまちであると言われていています。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとして、想定をはるかに超える自然災害が各地で数多く発生し、私たちは、災害の脅威と防災の重要性を改めて思い知らされました。

市では、これまでも関係機関と連携し、防災対策の充実強化に努めてきましたが、これらの自然災害への対応から得られた教訓を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめ、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らの安全を自らで守る自助、地域において互いに助け合う共助及び市や関係機関が市民を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を十分に踏まえながら緊密に連携し、防災対策の推進に取り組むことが必要不可欠です。

ここに市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、協力して防災対策を推進し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災のための対策（以下「防災対策」という。）に関し基本理念を定め、市民、事業者及び自主防災組織等（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する指定地方行政機関、陸上自衛隊、警察、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び地域防災計画（法第16条第1項の規定に基づき設置された旭川市防災会議が法第42条第1項の規定に基づき作成した地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるその他の機関をいう。
- (4) 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。
- (5) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (6) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）の理念を基本として、市民等及び市がそれぞれの責務に応じ、連携を

図りながら相互に協力することにより、着実に実施されなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 旭川市防災会議は、地域防災計画を修正するに当たり、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
- (2) 家具の転倒防止対策
- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
- (5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認
- (6) 避難所及び避難場所の位置並びに避難の経路及び方法の確認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

2 市民は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自主防災組織等の活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) その所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
- (2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒防止対策
- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 災害時に従業員及び事業所に来所する者（以下この項において「従業員等」という。）を一時的に避難させる場所の確保
- (5) 食品、飲料水その他災害時において必要となる物資の備蓄
- (6) 避難所及び避難場所の位置並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員等への周知

(7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法の確認及びその手段の確保並びにその方法の従業員等への周知

(8) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

2 事業者は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害時に、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。

4 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再開できるよう、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

5 事業者は、災害時に、その有する能力を活用して、市民の安全に配慮した対策を実施するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の責務)

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を総合的に推進するとともに、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

(1) 防災に関する計画の策定及び体制の整備

(2) 国、北海道、防災関係機関及び市民等と連携した防災対策の実施

(3) 被災者支援のための体制整備

(4) 市民等の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動

(5) 建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施その他の対策に関する指導、助言及び支援

(6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及び耐震改修の実施

(7) 市が管理する道路、橋りょう、河川、排水路施設、上下水道施設等の安全の確保

(8) 避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄

(9) 前各号に掲げるもののほか、防災対策の推進に必要な事項

第2章 基本方針

(基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、防災対策を推進するよう努めなければならない。

- (1) 市民等との協働により、本市における防災体制を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。
- (3) 地域特性に応じた防災対策を推進すること。

第3章 災害予防

第1節 地域防災力の向上

(防災教育、防災訓練等の実施)

第10条 市民は、地域で開催される防災訓練、市又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。
- 3 市は、防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練その他市民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、防災関係機関と連携して、学校、児童福祉施設その他の施設において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、及び災害時において適切に行動することができるよう、防災教育、防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自主防災組織に対する支援等)

第11条 市は、自主防災組織を育成し、及び自主防災組織の活動を支援するため、防災関係機関と連携して、必要な訓練及び研修の実施並びに自主的な防災意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう指導的役割を担う人材の育成その他の必要な支援に努めなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第12条 市は、災害時においてボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

(体制の整備)

第13条 市は、災害時に必要な業務を継続することができるよう、災害応急対策等の実施体制の整備に努めなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

第14条 市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するよう努めなければならない。

(避難行動要支援者情報の管理等)

第15条 市は、避難行動要支援者に対する情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めなければならない。

(協定の締結)

第16条 市は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の市民等への提供、災害時に必要とする物資又は資機材の供給、緊急輸送の確保その他災害対応対策及び災害復旧に関して、事業者との協定の締結に努めるものとする。

(防災に関する情報の提供等)

第17条 市は、国、北海道及び防災関係機関と連携して、防災に関する情報の収集及び整理を行い、その情報を市民等に適切に提供するものとする。

第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進

(積雪寒冷期における防災対策の推進)

第18条 市は、積雪寒冷という本市の地域特性に応じ、国、北海道及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における適切な情報の提供、避難路及び避難場所の確保等の対策を進めるよう努めなければならない。

(孤立地区対策の推進)

第19条 市は、災害時に交通が途絶する地区（以下この条において「孤立地区」という。）の発生に備え、国、北海道及び防災関係機関と連携し、孤立地区に対する物資の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図るよう努めなければならない。

第4章 災害応急対策

(情報の収集等)

第20条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国、北海道及び防災関係機関と連携して、当該災害に関する情報を収集し、共有するとともに、速やかに市民等に当該災害に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(災害応急体制の確立)

第21条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国、北海道及び防災関係機関と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立し、法令等に基づき必要な災害応急対策を実施するものとする。

(円滑な避難等)

第22条 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法令等に基づき避難準備情報の発表、避難の勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害時に、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害時に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害時に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

(地域における共助)

第23条 市民等は、災害時に避難が必要な場合には、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への周知を行う等地域において相互に助け合うよう努めるものとする。

(ボランティアによる支援活動)

第24条 ボランティアは、災害時において、市と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

第5章 災害復旧

第25条 市は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、国、北海道及び防災関係機関と連携して、速やかに施設の復旧及び被災者の援護に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 その他の施策

(災害に係る検証)

第26条 市は、市内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、国、北海道及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 市は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第27条 市は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。